

河南町農作物被害防止事業補助金交付要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、町内の農地について有害鳥獣（猪等）による農作物の被害を未然に防止し、農業経営の安定を図るため、農家が自ら行う防止対策に必要な資材等を購入した事業（以下「事業」という。）に対し、町が補助金を交付するにあたって、その手続きについて、河南町補助金交付規則（平成14年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内の農地について、所有権を有する者
- (2) 町内の農地について、所有権以外の適法に設定された権利により、現に田畑を耕作している者

(対象とする資材及び補助率)

第3条 事業の対象とする資材は、交付申請前1か年以内に購入したもので、町長が別に定める標準的な規格品とし、資材の仕様及び補助率は別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の上限は1農家10万円とし、申請日前5年において補助金の交付を受けた箇所は交付の対象としない。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農作物被害防止事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に申請するものとする。

(補助金交付の決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で、補助金の交付を決定し、農作物被害防止事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、すみやかに

農作物被害防止事業補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第7条 町長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し補助金を交付するものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成19年度事業から適用する。
- 2 河南町農作物被害防止資材支給事業実施要綱（平成12年9月12日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	仕 様	補助率	備 考
波 板	1,829mm×762mm×0.19mm トタン製	1/2 以内	
ネット	長さ約20m×幅約2.2m 網目12cm×12cm	〃	
電気柵	電源本体（付属部品を含む。） 一式	〃	
ワイヤー メッシュ 柵	1m×2m 網目10cm×10cm又は15cm×15cm、径5mm程度	〃	